

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (利根振興)	一	○見沼代用土地利用改良区の定款変更認可 (農村整備課)	七
○地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)	二	○新工事執行管理システム開発事業委託に関する入札公告 (建設管理課)	七
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課)	二	○測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)	七
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 ()	二	○都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)	九
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 ()	二	○本庄都市計画事業小島西土地区画整理事業の換地処分 (市街地整備課)	一一
○埼玉県防災情報システム開発業務委託に関する入札公告 (消防防災課)	三	○WTOに基づく一般競争入札の中止の公告 (高校教育指導課)	一一
○坂戸都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生課)	六	○県立総合教育センター研修サポートシステム構成機器貸借の随意契約の相手方等の公示 (総合教育センター)	一一
○神川町土地改良区の役員退任届 (本庄農林)	六	○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)	一一
○手子林第三土地改良区の役員退任届 (加須農林)	六	〃 ()	一一
○中里用土地利用改良区の定款変更認可 (農村整備課)	六	〃 ()	一一

○川越建築安全センター ()	一一	○政治資金規正法に基づく政治団	一四
○開発行為に関する工事の完了公告 ()	一一	○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)	一四
〃 ()	一一	○埼玉県規則第五十七号中訂正 (建築安全課)	一六
○熊谷建築安全センター ()	一二	○埼玉県告示第七百五十九号中訂正 (社会福祉課)	一五
○小児医療センター新生児搬送用救急車 (ドクターカー) 一式の購入に関する一般競争入札公告 (経営管理課)	一二	正誤 (選管委)	一四

告示

埼玉県告示第八百六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支

予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法

(埼玉県NPO情報ステーション(Url: <http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月十二日	埼玉県知事	上田 清 司
一 申請のあった年月日	平成二十一年六月四日	
二 特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人行田のぞみ園	
三 代表者の氏名	矢吹 博	
四 主たる事務所の所在地	埼玉県行田市緑町十三番三十一号	
五 定款に記載された目的	この法人は、障害者とその社会的活動を自力で行なえるように、訓練、実習、生産活動、また、一般的な生活面	

での援助を行ない、障害者福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百六十五号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
狭山市	平成十九年度 平成二十年度	地籍図 十四枚 地籍簿 一冊	狭山第四十二(入間川及び富士見二丁目の一部)	平成二十一年 六月九日

埼玉県告示第八百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年六月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ヒューマンライフ・サポートセンター
- 三 代表者の氏名
大橋 康郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北本市北本二丁目一八一番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、消費生活上の問題、保証問題、国際結婚、派遣切り、リスト

ラ、離婚、相続や家庭内暴力等の問題を抱える方々に対して、消費生活に関する様々な分野の専門家や行政と連携しながら、その解決方法と根本的な生活の立て直しに取組むべく情報提供活動、無料相談活動を行い、支援に関する事業等を行う。以って国民生活と、すべての人々が安心して健やかで豊かな暮らしができる地域社会づくりを旨とし、福祉と公益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年六月三日

- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人学童保育おおみや
- 三 代表者の氏名
吉浦 輪
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目九五番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、会員の協働による運営のもと、保育が必要とされるさいたま市内の小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによつて、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百六十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

(<http://www.saitamaken-npo.net/>)により縦覧に供する。

平成二十一年六月十二日
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年六月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リサイクルドットコム

三 代表者の氏名

豊泉 智
主たる事務所の所在地
埼玉県川越市大字笠幡三二番地三

五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民や団体に対し、フリーマーケットの開催や商品の削減をはじめとする環境問題についてのイベントを行い、地域の生活環境の向上とリサイクル活動に関する社会教育の推進に寄与することを目的とする。



埼玉県告示第八百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量
埼玉県防災情報システム開発業務委託 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成23年9月30日(金)まで
 - (4) 履行場所
埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所
 - (5) 入札方法
本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 公告の日前3年間に、国、都道府県又は指定都市の防災情報システムの開発の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 加藤 孝之、藤塚 史朗 電話048—830—3180(直通) FAX 048—830—4779
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から平成21年7月3日(金)まで上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階危機管理防災部会議室
イ 日時
平成21年6月18日(木) 午後3時
- (4) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階危機

管理防災部会議室

イ 日時

平成21年7月24日(金) 午前10時

(5) 郵送による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機

管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当

イ 受領期限

平成21年7月23日(木) 午後5時

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成21年7月8日(水)午後5時までに3(1)の提出場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 提出書類

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提案書等を提出すること。

(7) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

イ 入札価格が、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。

(イ) 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表(以下「評価表」という。)の必須項目をすべて満たしていること。なお、必須項目について記述がない場合は、失格とする。

イ 企画提案書の提案内容が、評価表の必須項目についてすべて記述されている者には、評価表に示す各項目の加点上限の範囲内で、提案内容の評価に応じて技術点を与えるものとする。

ウ 入札価格については、次の式により価格点に換算するものとする。

$$\text{価格点} = 1,000 \times (1 - (\text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}))$$

エ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は必須項目の技術点の高い者を落札者とし、これも同じ場合にはくじにより落札者を決定する。

(8) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(9) 手続における交渉の有無
無

(10) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、あらかじめ

め本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年6月19日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048—830—5775(直通) 〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(11) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(12) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required: Development of Saitama Prefecture disaster prevention information system. Development includes testing, installation, operation design and staff training.

(2) Time-limit for tender: 10:00 a.m., July 24, 2009 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 23, 2009)

(3) Contact Information: Fire and Disaster Prevention Division, Department of Crisis Management and Disaster Prevention, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Telephone 048-830-3180

別記 提案書評価表

大区分	中区分	小区分	項番	記述内容	加点上限	必須項目
全般的事項			1	1 基本的な考え方 ①防災情報システムがもつ性質、その必要性を踏まえ、開削に当たつての基本理念・方針を記述すること。 ②仕様のシステム全体の基本的な考え方①から③の項目を漏れずためて仕方を具体的に記述すること。	50	必須
1 基本事項			2	災害時、緊急時にシステムが十分に能力を発揮するための工夫・ソフト面、ハード面を具体的に記述すること。	20	必須
2 サイバーセキュリティ要件			3	①障害の予防や障害発生時の迅速な復旧のための工夫を具体的に記述すること。 ②業務集中時におけるリスクハズレの考え方を具体的に記述すること。	10	必須
3 導入実績			4	①防災情報を処理する同種のシステムについて、他都道府県等での導入実績②面や他都道府県の業務の動向を記載すること。	10	必須
2 システム要件			1 全般	5 防災情報システムのシステム形態について、考え方、ハードウェア等具体的な記述すること。	360	必須
1 システム形態			5	5 防災情報システムがもつ性質、その必要性を踏まえ、開削に当たつての基本理念・方針を記述すること。 ②仕様のシステム全体の基本的な考え方①から③の項目を漏れずためて仕方を具体的に記述すること。	20	必須
2 システム基本要件			6	①ハードウェア、OS等の更新への対応について、その対応方法や費用の考え方について、具体的に記述すること。 ②法改正 本県の他の業務システムへの対応などによりシステムに修正・拡張等が生じる場合、その対応方法や費用の考え方について、具体的に記述すること。 ③組織改正、市町村合併等に伴う定期的な更新、最大利用人数の増加などが発生した場合、その対応方法や費用の考え方について、具体的に記述すること。	60	必須
2 拡張性要件			7	①ハードウェア、OS等の更新への対応について、その対応方法や費用の考え方について、具体的に記述すること。 ②法改正 本県の他の業務システムへの対応などによりシステムに修正・拡張等が生じる場合、その対応方法や費用の考え方について、具体的に記述すること。 ③組織改正、市町村合併等に伴う定期的な更新、最大利用人数の増加などが発生した場合、その対応方法や費用の考え方について、具体的に記述すること。	10	必須
3 システム間の連携			8	他システムとの連携に当たつての考え方、対応方法を具体的に記述すること。	20	必須
3 ソフトウェア			9	システム開削に当たり、採用する技術及び手法について、実績の裏付けを踏まえ、具体的に記述すること。	10	必須
1 開発手法			9	9 具体的な記述すること。	10	必須
2 操作(利用者)への配慮の手法			10	画面設計及び構築設計についての考え方、具体的な設計範囲及び設計手法について記述すること。	20	必須
2 操作性			11	使用する地図についての考え方、地図の利用方法、地図使用に要する費用について、具体的に記述すること。	20	必須
2 システムの動作に不慣れな職員や災害事務の事務処理及び制度内熟知していない職員が、誤りなく報告・伝達・処理するための工夫を、メニュー・フロー・画面などを活用して具体的に記述すること。			12	システムの動作に不慣れな職員や災害事務の事務処理及び制度内熟知していない職員が、誤りなく報告・伝達・処理するための工夫を、メニュー・フロー・画面などを活用して具体的に記述すること。	60	必須
3 追加提案			13	追加提案があれば記述すること。	20	必須
4 ネットワーク			14	14 防災情報システムにおいて使用するネットワークについて、考え方、ハードウェア・ソフト等を実体的に記述すること。	60	必須
1 全般			14	14 ネットワークに利用する回線、接続方法、経費、構築等を記述すること。	60	必須
2 追加提案			15	①ネットワーク接続事業者を利用する場合は、事業者、サービス内容、その経費を記述すること。 ②追加提案があれば記述すること。	40	必須
3 各機能に関する要件			16	追加提案があれば記述すること。	20	必須
1 個別機能			17	①仕様書に基づいたシステムの運用について、そのハードウェア・ソフトウェアを必要に応じてシステム・図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。 ②業務等の市町村等への複製や伝達に関する工夫を具体的に記述すること。	60	必須
2 情報提供機能			18	①仕様書に基づいたシステムの運用について、そのハードウェア・ソフトウェアを必要に応じてシステム・図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。 ②民間気象情報提供会社を利用する場合は、事業者、サービス内容、その経費を記述すること。	20	必須
3 映像情報機能			19	①仕様書に基づいたシステムの運用について、そのハードウェア・ソフトウェアを必要に応じてシステム・図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。 ②インターネット接続事業者を利用する場合は、事業者、サービス内容、その経費を記述すること。 ③映像取込及び配信に当たつての利用回線、回線サービス内容、その経費を記述すること。	40	必須
4 地震被害予測機能			20	①仕様書に基づいたシステムの運用について、そのハードウェア・ソフトウェアを必要に応じてシステム・図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。 ②地震情報の入手時点から予測結果表示までに要する時間を記述すること。	20	必須

大区分	中区分	小区分	項番	記述内容	加点上限	必須項目		
4	開発業務に関する要件	1 本業務の実施体制及び業務遂行計画	21	①仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアビリティポイントを必要に応じてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。 ②県及び市町村ごとの旅客集計のとりえ方について具体的に記述すること。	60	必須		
			22	仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアビリティポイントを必要に応じてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。	20	必須		
			23	仕様書に基づいたシステムの實現について、そのアビリティポイントを必要に応じてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。	20	必須		
			24	仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアビリティポイントを必要に応じてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。	20	必須		
			25	①仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアビリティポイントを必要に応じてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。 ②使用する地図、地図の利用方法、地図使用に要する費用について、具体的に記述すること。	60	必須		
			26	仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアビリティポイントを必要に応じてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。	10	必須		
			27	追加提案があれば記述すること。	40			
			28	①本業務の実施体制を詳細に記述すること。 ②新担当者、プロジェクトメンバー及びその他要員の社名、部署、職名、氏名、経歴等を明記すること。 ③経歴は、本調達と類似の業務とし、具体的に記述すること。 ④プロジェクトメンバーは、リーダーとしての経歴を記述すること。	40	必須		
			29	本業務遂行の全体及び業務別のアビリティを詳細に記述すること。	10	必須		
			30	本システムの開発に当たり、本県が実施すべき事項、検討しておかすべき事項、発生すると思われる課題と対応策について、具体的に記述すること。	10	必須		
5	その他	1 今後の開発経費及び運用経費見積	31	①本システムの品質を確保するための品質保証活動について、具体的に記述すること。 ②必要に応じて、システム内容など、システムに関する設計について、具体的に記述すること。 ③各システム工程の時期、作業項目、作業体制及び作業分担について、具体的に記述すること。	60	必須		
			32	①システム移行の考え方や実施方法を記述すること。 ②システム移行期間に発生し得るリスクを、消防火災等の役割分担を具体的に記述し、消防火災対策が実施すべき事項を具体的に記述すること。	10	必須		
			33	対策委員に及びた研修計画及び実施方法について、仕様書に基づき、具体的にかつ的確に記述すること。	10	必須		
			34	①本システム全般の運用・保守体制及びその業務内容について、具体的に記述すること。 ②運用システムの最新状態を把握し、維持していく仕組みについて、構成管理の観点から記述すること。	10	必須		
			35	本システムの運用に当たり、ヘルプデスクの運用など、今後発生すると思われる課題、検討すべき事項、及びその対応策について、具体的に記述すること。	10	必須		
			36	システムが災害時に動作しなかつた場合に、受託者、消防火災課及びヘルプデスクが取るべき対応策、代替案、運用上でのより良い対応策について記述すること。	10	必須		
			37	①平成22年度の「ハードウェア等」別調達額となる経費及びその積算根拠を明確に記述すること。 ②平成23年度の「運用」に関する経費及びその積算根拠を記述すること。 ③平成24年度～平成27年度の「運用」に関する経費及びその積算根拠を記述すること。 ④上記の見積には、算出した工数(人日等)と、工数を金額に置き換える際の単価を記述すること。	60	必須		
			38	①本システムを稼働するために、想定されるハードウェア構成及びハードウェア要件を具体的に記述すること。 ②製品は、業界標準に準拠したものを提案すること。	20	必須		
			加計合計				1000	

埼玉県告示第八百七十号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受け、
たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用

埼玉県告示第八百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
神川町土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり
届出があった。
平成二十一年六月十二日

職名 氏名 住所
理事 穂山 泰治 児玉郡神川町大字八日市五五二

埼玉県告示第八百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。
平成二十一年六月十二日

職名 氏名 住所
理事 柿沼 信治 羽生市大字上手子林一四六七番地

埼玉県告示第八百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、
次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年六月八日認可した。
平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上田 清司
一 名称 中里用waters土地改良区
二 事務所所在地 坂戸市

する同法第二十条第二項の規定により、
当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。
平成二十一年六月十二日
埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第八百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年六月八日認可した。

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上田 清 司

一 名称

見沼代用土地改良区

二 事務所の所在地

南埼玉郡高蒲町

埼玉県告示第八百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

新工事執行管理システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成22年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

埼玉県県土整備部建設管理課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

入手手順は、次のとおり。

(ア) 埼玉県ホームページを開く。

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。

(カ) 部局名は「県土整備部」を選択する。

(キ) 課所名は「建設管理課」を選択する。

(ク) 「物品等」を選択する。

(ケ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(コ) 検索ボタンをクリックする。

(ク) 本調達案件名称を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

次の場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部建設管理課土木積算・建設IT担当 小川、六鎗 電話048—830—5199 (直通)

(2) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月24日(金) 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送(書留郵便に限る。)し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月23日(木) 午後5時まで

(3) 上記(2)イの場合の提出先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部建設管理課土木積算・建設IT担当 小川、六鎗

(4) 開札の日時及び場所

平成21年7月24日(金) 午前10時30分 埼玉県県土整備部建設管理課

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のとおり提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 提出期限

平成21年7月1日(水) 午後5時

イ 提出方法

(ア) 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

(イ) 紙媒体の場合

上記3(3)の提出先まで郵送(書留郵便に限る。)し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成21年6月19日(金)

イ 提出先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当 電話048—830—5775 (直通)

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

6 Summary

(1) Nature of Services Required

Development of a new construction implementation management system.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system : 10 : 00 a.m., July 24,2009.

By registered mail or in person : must be received by 5 : 00 p.m., July 23,2009.

(3) Contact Information :

Construction Management Division, Land Development Department

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel.048-830-5199

埼玉県告示第八百七十六号

平成十九年埼玉県告示第六百四十六号で公示した公共測量(川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業計画図作成)は、平成二十一年四月二十三日終了した旨測量計画機関の長であ

る川島町長高田康男から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十一年六月十二日
埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第八百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八―八三〇―五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

番号	一	都市計画	坂戸市	「用途地域」	平成二十一年七月二十四日午後二時から	鶴ヶ島市役所五階会議室	平成二十一年六月二十二日から	平成二十一年六月二十六日まで	課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能東土整備事務所
区域名	坂戸市	市町村名	鶴ヶ島市	「区域区分」	平成二十一年七月二十四日午後二時から	鶴ヶ島市役所五階会議室	平成二十一年六月二十二日から	平成二十一年六月二十六日まで	課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能東土整備事務所
公述申出書	提出期間	提出先	鶴ヶ島市都市整備部都市計画課	提出期間	平成二十一年六月二十二日から	提出先	鶴ヶ島市都市整備部都市計画課	提出先	鶴ヶ島市都市整備部都市計画課
公聴会	期日及び時間	場	鶴ヶ島市役所五階会議室	期日及び時間	平成二十一年七月二十四日午後二時から	場	鶴ヶ島市役所五階会議室	期日及び時間	平成二十一年七月二十四日午後二時から

別記一

別記二

公述申出書

年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画 の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

埼玉県告示第八百七十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第一項の規定による本庄都市計画事業小島西土地区画整理事業についての換地処分があったので、公告する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百七十九号

平成二十一年埼玉県告示第五百七十一号(県立川越高等学校外百七十九校教職員用コンピュータの賃貸借に関する一般競争入札公告)は、取り消す。

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

県立総合教育センター研修サポートシステム構成機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

埼玉県立総合教育センター総務担当

埼玉県さいたま市緑区大字三窪1305番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

5 契約金額

59,270,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札の公告を行った日

平成21年2月13日

8 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

1 許可番号

平成二十一年四月九日

指令川建セ第二二〇〇一五六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月四日

第二二〇〇一〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字都一五八―五、一五八―四、一五八―七、一五八―九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字都一五八―

五

田中 文雄

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年五月二十日

指令川建セ第二二〇〇二一〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月四日

第二二〇〇二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三六

一七一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松葉町四―三―三二

南 卓也

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年三月二十六日

指令東整第二二〇〇一四三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月五日

第二二〇〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字福田字円正寺裡二

六八二―三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字福田三七六

六

小久保 由美子

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、

で、公告する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年六月一日

指令川建セ第二〇〇一三八二二号

二 検査済証番号

平成二十一年六月八日

第二一〇〇三二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字腰越字明登一三五

八一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字小川九六二一一

ニューシティ小川二〇三二号

澤田 敏男

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年五月十九日

指令熊建セ第〇八二〇〇〇一一号

二 検査済証番号

平成二十一年六月九日

熊建セ第十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字富田字塩沢

三五二〇 外三筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿七丁目五番二号

株式会社 グローバルランド 代表

取締役 太田静江

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成21年12月22日(火)

(4) 納入場所

埼玉県立小児医療センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(6) 故障等の際し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂電話048-822-

埼玉県病院事業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

小児医療センター 新生児搬送用救急車(ドクターカー) 一式

(2) 購入案件の仕様等

<p>1748 (直通)</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法</p> <p>ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。</p> <p>イ 入手手順</p> <p>(ア) 埼玉県ホームページ (http://www.pref.saitama.lg.jp/) を開く</p> <p>(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。</p> <p>(ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入り口」を選択する。</p> <p>(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。</p> <p>(オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。</p> <p>(カ) 「物品等」を選択する。</p> <p>(キ) 「発注情報の検索」を選択する。</p> <p>(ク) 検索ボタンをクリックする。</p> <p>(ケ) 本入札案件を選択する。</p> <p>(3) 入札説明会の場所及び日時</p> <p>埼玉県病院局経営管理課 会議室</p> <p>平成21年6月19日(金) 午前11時00分</p> <p>(4) 入札の場所及び日時(電子入札による)</p> <p>埼玉県病院局経営管理課 平成21年7月22日(水) 午前11時00分</p> <p>開札の場所及び日時(電子入札による)</p> <p>埼玉県病院局経営管理課 平成21年7月22日(水) 午前11時15分</p> <p>(5) 郵便(書留郵便に限る)による場合の入札書のおて先及び受領期限</p> <p>〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5</p> <p>埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当</p> <p>平成21年7月17日(金) 午後5時(必着)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金</p>	<p>入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>イ 契約保証金</p> <p>契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項</p> <p>ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効</p> <p>次に掲げる入札書は、無効とする。</p> <p>ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書</p> <p>イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書</p> <p>ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書</p> <p>(5) 契約書作成の要否</p> <p>(6) 落札者の決定方法</p> <p>財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(7) 手続における交渉の有無</p> <p>無</p> <p>(8) その他詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Neonatal Doctor Car</p> <p>(2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m.22, July, 2009.(bidding by registered mail</p>
--	--

must be received by 5:00 p.m.17, July, 2009)

(3) Contact Information: Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitauraawa 5-6-5, Urawaku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748

埼玉県教委告示第二十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一 日時

平成二十一年六月十九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立近代美術館協議会委員の委嘱及び任命について

ロ 埼玉県立図書館協議会委員の委嘱及び任命について

ハ 埼玉県スポーツ振興審議会委員の任免について

ニ その他

埼玉県選管告示第八十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された清水まさゆき後援会の平成十九年分収支報告書に関し、平成二十一年五月二十七日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年一月二十日付け埼玉県選管告示第二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ 段 行

三十四 上 二

誤 (2) 支出総額

正 (2) 支出総額

十四行目の次に次の四行を加える。

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ウ) その他の総費

合計 1,000円

埼玉県選管告示第八十三号

平成二十一年六月二日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十一年六月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一一五、八六八八

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 一、〇三二、二三三三人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区 数

南第一区 六四、二二六八

南第二区 一三三、七〇九八

南第三区 一一二、五九四八

南第四区 三六、二八二八

南第五区 二九、四〇一八

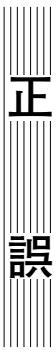
南第六区 四一、四四三八

南第七区 二五、三四〇八

南第八区	二四、七五〇人
南第九区	三八、九五六人
南第十区	四五、六九七人
南第十一区	二八、八四六人
南第十二区	三〇、四八二人
南第十三区	六〇、五五一人
南第十四区	三一、三〇三人
南第十五区	一九、二〇二人
南第十六区	三〇、一八一一人
南第十七区	一八、九〇七人
南第十八区	四二、一九八人
南第十九区	一九、二四五人
南第二十区	三〇、九一七人
南第二十一区	一六、五三七人
南第二十二区	三三、八四四人
南第二十三区	二〇、四五五人
西第一区	九二、五四六人
西第二区	四〇、三三九人
西第三区	二二、六九五入
西第四区	四三、二六九人
西第五区	一五、三四七人
西第六区	二八、四一四人
西第七区	二三、〇〇二人
西第八区	九〇、八八七人
西第九区	一五、四七九人
西第十区	一三、七七六人
西第十一区	二七、〇八五人
西第十二区	一八、七四一人
西第十三区	一一、一〇三人
西第十四区	二四、一〇六人
西第十五区	二七、三九九人
北第一区	一八、八八九人

北第二区	東第十区
北第三区	東第九区
北第四区	東第八区
北第五区	東第七区
北第六区	東第六区
東第一区	東第五区
東第二区	東第四区
東第三区	東第三区
東第四区	東第二区
東第五区	東第一区
東第六区	北第六区
東第七区	北第五区
東第八区	北第四区
東第九区	北第三区
東第十区	北第二区

埼玉県告示第七百五十九号(平成二十一年五月二十九日第二千八十五号) 中訂



平成二十一年四月十三日
正
平成二十一年三月二日

ページ 行
一五 後から五

一、七九六人
一五、三二四人
二一、五七九人
四九、二〇二人
五五、三八一人
二三、八三三人
一五、三五一人
一八、四七〇人
一五、三六八人
一九、五三一人
一七、六八五人
二八、六四九人
五四、九九九人
八六、二六九人
二一、三四三人
三五、一一六人
一七、二三〇人
一五、一〇一人
三一、四七七人
一六、九二八人

埼玉県規則第五十七号（平成二十一年三月三十一日号外第七号）中訂正

ページ 段 行

六二 上 三

誤

埼玉県

埼玉県 建

正

埼玉県知事

埼玉県 建

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 （郵便料金を含む。）
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 （代表） 埼玉県警備委員会 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三一一一〇 （代表） 四八―八六―二九〇（代表）